

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-5-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html</a>

執行機関名 長野県知事

知事等(教育委員会)が行う私立中学校等修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の5の項 私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成29年6月29日私高第73号県民文化部長通知)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1 この要綱は、低所得世帯に属する児童生徒の私立小中学校等における <u>教育に係る経済的負担軽減を図る</u> ことを目的として、国が定める私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施する私立小中学校等授業料等軽減事業で、予算の範囲内において当該児童生徒の保護者等に補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号、以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付要綱(平成29年6月29日私高第73号県民文化部長通知)